

## 電子入札（物品・委託等）の対象を拡大します！

物品・委託等の電子入札については、平成 18 年 10 月から行政運営調整局契約第二課、水道局契約課、交通局財務課で行う一般競争入札及び平成 20 年 4 月から 1,000 万円以上の公募型指名競争入札で導入しているところですが、

**平成 20 年 4 月から、原則全ての公募型指名競争入札につきましても、電子入札を導入いたします。入札案件の公告・公表日が基準日になります。**

### ◆電子入札になると◆

「入札参加の申込」や「入札書の提出」など、入札に係る一連の手続きの大部分をインターネット(ヨコハマ・入札のとびら)を通じて行います。

電子入札の対象となる案件では、紙での「入札参加の申込」や「入札書の提出」などはできませんので、ご注意ください。

※なお、「公募型見積合せ」については、従来どおり紙での入札となります。

### ◆電子入札に必要な準備◆

電子入札に参加するためには、次の事前準備が必要となります。電子入札の対象となる公募型指名競争入札では、紙での入札は選択できませんのでご注意ください。

#### 1 パソコンの用意と環境設定

電子入札ではインターネットを介しての入札となりますので、必ずインターネットに接続できるパソコンが必要となります。

※入札への参加はホームページ等で参加する案件を検索し、各自でインターネットを介して入札への参加申込みをしていただくこととなります。

#### 2 メールアドレスの登録

電子入札では、開札結果の通知等を電子メールで送信します。

入札参加資格申請の際にメールアドレスの登録をしていない場合は、必ず申請システムで登録（変更手続）を行ってください。

#### 3 ICカードの準備と利用者登録

電子入札には、電子入札コアシステムに対応した認証局が発行する IC カード及び IC カードリーダが必要となります。なお、IC カードの名義人は、横浜市入札参加資格審査申請で届け出た契約者となります。ただし、契約者を委任している場合においては、所定の届出を行うことにより代表者の IC カードの使用を認めています。詳細については、各契約部署の「横浜市電子入札運用基準（物品・委託等関係）」を確認してください。

また、購入した IC カードは、横浜市電子入札システムへ“利用者登録”を必ず行ってください。

#### 4 操作方法

操作方法については、電子入札簡易マニュアル（物品・委託等）を参照してください。

また、操作でお困りの場合には、電子入札ヘルプデスクにお問い合わせください。

#### 制度に関するお問い合わせ

行政運営調整局契約第二課

電話：045-671-2248

水道局契約課

電話：045-671-3060

交通局財務課

電話：045-671-3171

#### 操作等に関するお問い合わせ

電子入札ヘルプデスク

電話：045-662-7992